

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改める件
- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件

告示

福島県告示第四百一号

- 1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正する。
 - 2 平成二十四年度までの工事又は製造の請負その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
 - 3 平成二十四年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあつては、第四の第二号の(三)及び(四)の審査基準日を同年九月三十日と、(五)の審査基準日を同年十二月三十一日とする。
- 平成二十四年八月二十八日

第四の第一号(四)ア(イ)中「及び厚生年金保険」を削り、同号中(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (ウ) 直前事業年度終了日における厚生年金保険加入の有無
- イ 次に掲げる建設業の営業継続の状況
 - (ア) 直前事業年度終了日における営業年数
 - (イ) 平成二十三年四月一日から直前事業年度終了日までの民事再生法又は会社

福島県知事 佐藤 雄 平

更生法の適用の有無

第四の第一号(四)に次のように加える。

- キ 直前事業年度終了日における建設機械の保有状況
 - ク 直前事業年度終了日における国際標準化機構が定めた規格による登録の状況
- 第四の第二号(五)を削り、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、(八)を(七)とし、(九)を(八)とし、(十)を(九)とし、(十一)を(十)とし、(十二)を(九)とし、(十三)を(十)とし、(十四)を(十一)とし、(十五)の次に次のように加える。

- (十四) 福島県内における東日本大震災等（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）、平成二十三年七月新潟・福島豪雨（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）により指定された激甚災害をいう。）又は平成二十三年台風第十五号による災害（平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第三百二十二号）により指定された激甚災害をいう。）をいう。以下同じ。）に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績の有無
- 第六の第一号(二)ア(イ)を次のように改める。

(イ) 県内業者（福島県内に主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）で東日本大震災等に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績があるものそれらのことを証する書面又はその写し

（入札監理課）

福島県告示第四百二号

- 1 平成二十四年九月一日から同年十月三十一日まで（県外業者（福島県内に主たる営業所を有しない者をいう。）にあつては、同月一日から平成二十四年十一月三十日まで）に資格（福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。）を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格をいう。以下同じ。）の審査を申請する、警戒区域等（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により平成二十三年四月二

十一日において同項の警戒区域に設定されることがされた区域又は同月二十二日において本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域若しくは緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域をいう。以下同じ。）に設定されることがされた区域内に、平成二十三年三月十一日において事業所があつた個人又は本店があつた法人若しくは県内において警戒区域等に設定されることがされた区域内にのみ支店があつた法人（以下「警戒区域等内法人等」という。）は、当該申請に係る審査基準日（資格の審査の基準となる日）をいう。以下同じ。）を平成二十三年三月十一日とすることができる。この場合において、競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号。以下「五十九号告示」という。）の七月一日とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「翌年」とあるのは「翌々年」と、五十九号告示第四及び第五中「毎年一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、五十九号告示第六の第四号（一）中「偶数年の七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、五十九号告示第六の第四号（一）中「一年」とあるのは「一年の翌年」とする。

2 前項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対する五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定の適用については、五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定にかかわらず、それぞれ競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改める件（平成二十四年福島県告示第四百一号）による改正前の五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定を適用する。

3 第一項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等であつて、平成二十三・二十四年度福島県建設工事等入札参加者名簿に登録されているもののうち経営事項審査の受審日が平成二十三年四月一日以降であるものについては、五十九号告示第四の第二号（五）中「国際標準化機構が定める規格（以下「国際規格」という。）ISO 9001若しくは日本工業規格 JIS Q 9001又は国際規格 ISO 14001若しくは日本工業規格 JIS Q 14001の認証の取得」とあるのは「福島県内における東日本大震災等（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）、平成二十三年七月新潟・福島豪雨（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害）についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）により指定された激甚災害をいう。）」又は平成二十三年台風第十五号による災害（平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害）についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第三百二十二号）により指定された激甚災害をいう。）」をいう。以下同じ。）に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣

の実績」と、五十九号告示第六の第一号（一）中「国際規格 ISO 9001若しくは日本工業規格 JIS Q 9001又は国際規格 ISO 14001若しくは日本工業規格 JIS Q 14001の認証を取得しているもの」とあるのは「東日本大震災等に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績があるもの」とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定により読み替えられた五十九号告示第四の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた五十九号告示第四中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「平成二十三年三月十一日（第二号（五）にあつては、平成二十四年七月一日）」とする。

平成二十四年八月二十八日

福島県知事 佐藤雄平
（入札監理課）